

様式 4

<p style="text-align: center;"><b>令和 4 年度 第 2 回富士見市空家等対策協議会</b></p> <p style="text-align: center;"><b>議事録</b></p>							
<b>日 時</b>	令和 4 年 1 1 月 2 8 日 (月)			開会	午後	2 時 3 0 分	
				閉会	午後	3 時 3 0 分	
<b>場 所</b>	富士見市役所 市長公室						
<b>出 席 者</b>	委 員	星野市長	伊藤委員	小島委員	村田委員	横山委員	酒井委員
		○	○	○	○	○	欠
		新井委員	佐藤委員	上田委員	池田委員	吉原委員	/
		○	○	○	欠	欠	
事 務 局	森田建設部長 建築指導課 真中課長、高見副課長、清水						
<b>公 開 ・ 非 公 開</b>	公開 (傍聴者なし)						
<b>議 題</b>	<p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 第 2 期富士見市空家等対策計画 (案) について</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉会</p>						
<b>議 事 内 容</b>							
<p>1 開会 真中建築指導課長による進行で開会</p> <p>2 会長あいさつ 令和 4 年度第 2 回協議会の開催にあたり、星野市長があいさつを行った。</p>							

※ 事務局より出席者と欠席者、会議の成立の報告を行った。

### 3 議事

富士見市空家等対策協議会条例第6条第1項の規定に基づき、星野市長が議長となり、議事を進行した。

- ・(1) 第2期富士見市空家等対策計画(案)について

事務局より富士見市空家等対策計画の取組について、資料1により説明を行った。

#### 意見・質疑等

**委員長**：計画案の41ページまでの実態調査、評価、課題のところでのご意見を伺いたい。9ページに市の空家数、空家率の県内比較の資料があるが、総数は5,300件とあり、その他住宅は1,600とある。総数5,300はアパート、マンションの空室などが含まれている数字で、一般的な住宅は、その他住宅の1,600になるので補足する。

**委員**：計画は一般に配布するものなのか。12ページの上段の分布図の空家のランク付けを示す印が見づらく、判別しにくい。

**事務局**：計画については市ホームページで公表する他、町会や関係部署等に配布する予定である。分布図については、見づらいものになっている。色やサイズの変更の修正を行う。

**委員長**：逆に空家の場所が特定されるものになってもよいのか。

**事務局**：細かく特定されるのはよくないので、ピンポイントで判別できないようにする。

**委員長**：他に意見がなければ、続いて42ページ以降の新たな計画の理念、方針、施策等に関して意見を伺いたい。

**委員**：48ページに空家の総合窓口について市ホームページで周知とあるが、空家対策ということを、市ホームページで見たときに、自分の条件に合うかなどが、空家に興味があるなどという時に、すぐにたどり着くような構成になっているのか。

**事務局**：ホームページについては、前々回の会議時にもご意見をいただいている。この時は、納税通知書に合わせて送付する空家対策のチラシにQR

コードを入れて、ページにたどり着くよう対応を図った。次年度のチラシを送付する時期に合わせて、より見やすいものになるよう工夫していきたい。

**委員**：51 ページの空家の予測数について、解決していったら減ると思うが、今後も増えるものなのか。増えると予測しないといけないものなのか。

**事務局**：全国的にも空家は増加している。各自治体において対策を行っているが人口減少などにより、増えてきてしまっている。その中で増加を抑えるという考え方で、目標値を示している。

**委員長**：この件については、私や副市長も議論し、同様の考え方もあったが、平成 29 年の 566 件と令和 4 年の 626 件は実態調査により把握した件数である。この間の 4 年間は調査は行っていない。しかし、施策を実行していくことで、伸び率からみると、626 件は抑止された数値と考えている。ただし、全国的にみると右肩上がりとは否めないという中での目標値であると理解している。

**委員**：47 ページの実施体制のイメージに建築指導課が総合窓口と示されているが、他の自治体ではどこに相談していいのかわからないところもある。富士見市は総合窓口を位置付けてあり、庁内検討委員会でも 11 所管から組織され、横串が通っている点は評価したい。踏み込んでいけば、総合窓口により関係する課がどのような対応を行い、解決につながったか、今後示していただければ、より良いのでは。

**事務局**：ご指摘いただいた点を意識して進めていきたいと考える。

**委員**：空家等対策に関する予算はどの程度か。

**事務局**：主なものとして、空家除却補助金が 300 万円、空家利活用補助金が 100 万円、隣地統合促進補助金が 160 万円、空家移住定住促進補助金 160 万円、チラシ印刷費 164 千円などである。

**委員**：54 ページの空家の所有者等からの相談件数について、私が相談を受ける時は半分くらいが地方の方になるが、富士見市以外の方も相談件数に含まれるのか。

**事務局**：富士見市に空家がある事案を件数に入れている。居住地は富士見市以外でも受けている。

**事務局**：相談があれば、流通につなげられるケースがある。今回の実態調査で把握できた情報もあるので、ご相談いただけるよう、積極的にご案内等行っていきたい。

**委員**：54 ページにある相続土地国庫帰属制度の関連になる。過日、都内で相談会があったが 12 件の内 4 件が、相続土地国庫帰属制度に関する内容であった。私の実家は制度を使えるのでしょうかという内容であった。私たちが思っている以上に悩んでいる方は結構使うのでは、制度に関心がある方が多いのではと感じた。

**事務局**：制度について、国・県などとの情報を集め、情報提供やチラシ等による周知などを行っていきたいと考える。

**委員長**：他にご意見がないようでしたら、今回頂いた意見を精査させていただき、計画の作成を進めさせていただきたい。

#### 4 その他

##### ・ 財産管理人制度について

##### 意見・質疑等

事務局より富士見市空家等対策計画の取組について説明を行った。

**委員**：資料にある空家はすべて相続人不在なのか、相続人は分かっているが動いていないかのどちらであるのか。

**事務局**：苦情相談を受けた後に、空家等対策特措法に基づき調査を行った結果、相続人が不存となっており、財産管理人がいないと処分できないと認識しているので、制度を利用していきたいと考えている。

**委員**：相続人が不明でなおかつ、様々な対応が滞っているものが対象となると考えてよいか。

**事務局**：そのとおりである。

**事務局**：こうした案件は 5 年、10 年経っても解決が見込めないことから、市としても動かざるをえないものと捉えている。1 年間で可能な件数は限られるが、来年度から対応する予定である。

**委員**：最終的には更地にして売却まで行う制度なのか。

**事務局**：裁判所に財産管理人を選任し、解体から売却まで相続資産の清算を行うものである。

**事務局**：清算し余剰が生じたものは国庫に帰属される。

#### 5 閉会